

◎小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

小規模事業者等（注1、注2、注3、注4）が、地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額：50万円（注5、注6、注7）。

また、公募開始後、通年で受付を行い、約4か月ごとに受付を締め切って、受付回ごとに審査・採択を行います（注8）。

なお、応募およびその後の申請手続きにおいては、従来の郵送方式のほか、単独申請者については、政府が開発した統一的な補助金申請システム（名称：Jグランツ）による電子申請の利用が可能となります。ただし、共同申請の場合は電子申請の利用はできません。

（注1）小規模事業者とは、小規模企業支援法に定める「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社＜企業組合・協業組合を含む＞および個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

（注2）「商工業者」には、医師・歯科医師・助産師や、系統出荷による収入のみである個人農業者等は該当しません。

（注3）上記の小規模事業者のほか、一定要件を満たす特定非営利活動法人も対象となり得ます（詳細は公募要領「2. 補助対象者」等をご覧ください。）

（注4）商工会・商工会議所の会員、非会員を問わず、応募可能です。

（注5）産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者については、補助上限額が100万円に引き上がります。

（注6）法人設立日が2020年1月1日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主については、補助上限が100万円に引き上がります。

（注7）原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が50万円～1,000万円となります（連携する小規模事業者等の数により異なります）。

（注8）複数回の応募受付締切スケジュール（一部予定）は、以下のとおりです（第8回以降については、おってご案内します）。

第7回：2022年2月4日（金）

第8回：2022年6月初旬頃

第9回：2022年10月初旬頃

第10回：2023年2月初旬頃【最終】

※補助金の採否については、基礎審査（必要な提出書類がすべて提出されているか、公募要領に定めた各要件に合致しているか、など）のほか、経営計画の適切性や補助事業計画の有効性などの観点から審査します。

※なお、今回の公募にあたっては、上記（注5、注6）の補助上限額引き上げ措置のほか、「賃金引上げ枠」として新たな枠を設け優先的に採択を行います。（賃金引上げが実施できていない場合は、原則補助金を全額返還していただきます。）また、以下の(1)～(5)の事業者についても重点的な支援を図ります。

- (1) 事業承継の円滑化に資する取組を重点支援する観点から、代表者が満60歳以上の事業者であって、かつ、後継者候補が中心となって補助事業を実施する事業者
- (2) 生産性の向上（経営力強化）の取組を行っている事業者
- (3) 過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓に取り組む事業者
- (4) 補助金申請システム（Jグランツ）による電子申請を行った事業者
- (5) 令和3年7月1日からの大雨により災害救助法の適用を受け、局地的に多数の建物が崩壊するなど、再建が極めて困難な状況にある地域（熱海市）において同大雨の被害を受けた事業者

※賃上げ加点は第6回締切までで終了しました。

■補助上限額についての考え方

	一般型（2/3補助）	
	①一般型	②特定創業支援等
補助金額（上限）	50万円	+50万円
備考	全申請者適用	適用条件あり

公募開始 : 2020年 3月10日（火）<公募要領公表>
申請受付開始 : 2020年 3月13日（金）
第7回受付締切: 2022年 2月 4日（金）[郵送：締切日当日消印有効]

（申請書類一式の郵送による提出先・問い合わせ先）

〒151-8799 代々木郵便局留め

【一般型】日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局